

第 4 1 7 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 0 . 6 . 2 7 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名
議 案 (18件)	予 算 案 (1件)	8 6	平成 2 0 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
	条 例 案 (9件)	8 7	条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例 島根県報の発行方法を電磁的方法（ホームページへの掲載）とするための所要の改正 施行日：平成 2 0 年 1 0 月 1 日
		8 8	独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例 独立行政法人緑資源機構が解散し、その業務の一部が独立行政法人森林総合研究所に承継されたことに伴う所要の改正 施行日：公布の日
		8 9	職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所の開設に伴い、職員に対して支給する給料及び手当についての所要の改正 ・ 給料 医師～医療職給料表(1)、看護師～医療職給料表(3) ・ 特殊勤務手当 診療所業務従事手当の新設等 施行日：平成 2 0 年 1 0 月 1 日
		9 0	島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例 経営評価対象法人の名称変更に伴う所要の改正 ・ 財団法人三瓶フィールドミュージアム財団 → 財団法人しまね自然と環境財団 施行日：公布の日

区 分		議案No	議 案 名																																							
条例案 つづき	9 1	<p>島根県県税条例の一部を改正する条例</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴い、法人の事業税の税率についての所要の改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税について、当分の間、次のとおり改正 <p>①資本金等の額1億円超の普通法人の所得割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>3.8/100</td> <td>1.5/100</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>5.5/100</td> <td>2.2/100</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得</td> <td>7.2/100</td> <td>2.9/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>②資本金等の額1億円以下の普通法人等の所得割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>5.0/100</td> <td>2.7/100</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>7.3/100</td> <td>4.0/100</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得</td> <td>9.6/100</td> <td>5.3/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>③特別法人の所得割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>5.0/100</td> <td>2.7/100</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得</td> <td>6.6/100</td> <td>3.6/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>④収入金額課税法人の収入割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入金額</td> <td>1.3/100</td> <td>0.7/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成20年10月1日</p>	区 分	現 行	改正後	所得のうち年400万円以下の金額	3.8/100	1.5/100	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5/100	2.2/100	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.2/100	2.9/100	区 分	現 行	改正後	所得のうち年400万円以下の金額	5.0/100	2.7/100	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3/100	4.0/100	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	9.6/100	5.3/100	区 分	現 行	改正後	所得のうち年400万円以下の金額	5.0/100	2.7/100	所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	6.6/100	3.6/100	区 分	現 行	改正後	収入金額	1.3/100	0.7/100	
	区 分	現 行	改正後																																							
所得のうち年400万円以下の金額	3.8/100	1.5/100																																								
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5/100	2.2/100																																								
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.2/100	2.9/100																																								
区 分	現 行	改正後																																								
所得のうち年400万円以下の金額	5.0/100	2.7/100																																								
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3/100	4.0/100																																								
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	9.6/100	5.3/100																																								
区 分	現 行	改正後																																								
所得のうち年400万円以下の金額	5.0/100	2.7/100																																								
所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	6.6/100	3.6/100																																								
区 分	現 行	改正後																																								
収入金額	1.3/100	0.7/100																																								
	9 2	<p>温泉法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>温泉法の一部を改正する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料等についての所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に係る手数料の新設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地の掘削のための施設等の変更の許可</td> <td>申請1件につき24,000円</td> </tr> <tr> <td>ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>温泉の採取の許可</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>可燃性天然ガスの濃度についての確認</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>温泉の採取のための施設等の変更の許可</td> <td>24,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成20年10月1日ほか</p>	区 分	手数料の額	土地の掘削のための施設等の変更の許可	申請1件につき24,000円	ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可	24,000円	温泉の採取の許可	35,000円	温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認	7,400円	可燃性天然ガスの濃度についての確認	7,400円	温泉の採取のための施設等の変更の許可	24,000円																										
区 分	手数料の額																																									
土地の掘削のための施設等の変更の許可	申請1件につき24,000円																																									
ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可	24,000円																																									
温泉の採取の許可	35,000円																																									
温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認	7,400円																																									
可燃性天然ガスの濃度についての確認	7,400円																																									
温泉の採取のための施設等の変更の許可	24,000円																																									

区 分		議案No	議 案 名										
条例案 つづき	9 3	島根県手数料条例の一部を改正する条例 薬事法の改正に伴い、県が徴収する手数料についての所要の改正 ・動物用医薬品の販売等に從事しようとする者の試験、登録等に係る手数料の新設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録販売者試験を受けようとする者</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>販売従事登録を受けようとする者</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>販売従事登録証の再交付を受けようとする者</td> <td>2,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	手数料を納めなければならない者	手数料の額	登録販売者試験を受けようとする者	14,000円	販売従事登録を受けようとする者	7,100円	販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円	販売従事登録証の再交付を受けようとする者	2,900円
	手数料を納めなければならない者	手数料の額											
	登録販売者試験を受けようとする者	14,000円											
販売従事登録を受けようとする者	7,100円												
販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円												
販売従事登録証の再交付を受けようとする者	2,900円												
9 4	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 市町村への権限移譲計画に基づき権限を移譲するための所要の改正 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務の一部を、都市計画区域を有する市町に権限移譲	施行日：平成20年10月1日											
9 5	島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例 景観行政団体である松江市に屋外広告物条例の制定等の権限を移譲するための所要の改正	施行日：規則で定める日											
一 般 事件案 (8件)	9 6	島根県土地開発公社定款の一部変更について 公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴う所要の改正											
	9 7	財産の取得について 県立瀬摩高等学校用地 物件の所在地：大田市仁摩町仁万字浜田899番1外4筆 取得面積：20,890㎡ 取得の方法：買収（随意契約） 取得金額：236,395,020円 取得の相手方：大田市											
	9 8	契約の締結について 一般国道485号(松江第五大橋道路)道路改築(改良)事業及び都市計画道路3・6・77号東津田中央線都市計画道路事業に伴う山陰線東松江・松江間350K649m付近第5大橋跨線橋外1新設工事 契約の方法：随意契約 契約金額：610,050,000円 工期：平成22年12月31日 契約の相手方：西日本旅客鉄道株式会社 施工場所：松江市東津田町地内											
	専決処分事件の報告及び承認について												
	承認 1	平成19年度島根県一般会計補正予算（第5号） 県債、地方交付税等の額の確定に伴う平成19年度一般会計予算の補正 ・補正予算額：769,995千円（補正後予算規模：507,796,850千円） <p style="text-align: right;">（平成20年3月31日専決）</p>											

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	承 認 2	平成19年度島根県公債管理特別会計補正予算(第2号) 平成19年度一般会計予算の補正に伴う補正 (平成20年3月31日専決)	
	承 認 3	平成19年度島根県流域下水道特別会計補正予算(第3号) 県債等の額の確定に伴う補正 (平成20年3月31日専決)	
	承 認 4	平成19年度島根県営住宅特別会計補正予算(第3号) 県債等の額の確定に伴う補正 (平成20年3月31日専決)	
	承 認 5	島根県県税条例の一部を改正する条例 平成20年度税制改正による地方税法の改正に伴う所要の改正 ・法人の県民税：法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税となることに伴う規定の整理等 ・自動車税：グリーン化税制の2年間延長 (平成20年4月30日専決)	
報 告 (6件)	報告4	平成19年度島根県一般会計予算繰越明許費繰越計算書	
	報告5	平成19年度島根県流域下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書	
	報告6	平成19年度島根県病院事業会計予算繰越計算書	
	報告7	専決処分事件の報告について(変更契約の締結) 4件 ・大田高等学校屋内運動場改築(建築)工事 696,865,050円(925,050円増額) ・一般国道485号郡バイパス改築(改良)(仮称)山田トンネル工事 2,598,726,900円(1,665,300円増額) ・一般県道吉田掛合インター線吉田工区地方道路交付金(改良)(仮称)後谷トンネル工事 1,384,610,850円(710,850円増額) ・一般県道浜乃木湯町線湯町工区地方道路交付金(改良)(仮称)花仙トンネル工事 888,447,000円(14,280,000円減額)	
	報告8	専決処分事件の報告について(損害賠償) 16件 ・交通事故 7件 賠償額合計 701,332円 ・落石事故等 7件 賠償額合計 1,138,165円 ・図書館駐車場事故 1件 賠償額合計 105,662円 ・警察官車両移動中車両損傷事故 1件 賠償額合計 73,763円	
	報告9	専決処分事件の報告について(訴えの提起) 1件 県営住宅家賃長期滞納者に対する明渡訴訟 対象者1名	